



日本のまんなか
水と緑といで湯の街渋川市

令和4年1月第4回市長定例記者会見

・日時 令和4年1月31日(月)
午後1時
・場所 市役所本庁舎記者会見室

- 1 気象防災アドバイザーの活動実績を報告します（資料1）
- 2 保育・学校、行政機関における濃厚接触者の特定に係る渋川市の基本的対処方針を定めました（資料2）
- 3 新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）の接種間隔前倒し方針への対応状況をお知らせします（資料3）
- 4 「ストップコロナ！対策認定制度」登録店への応援金及び小規模事業者へのPR費用一部助成の申請期限を延長します（資料4）
- 5 新型コロナウイルス感染症対策を施して確定申告の受け付けを行います（資料5）

その他資料提供

- ・まん延防止等重点措置及び警戒レベル2における市立小中学校、公立幼稚園・保育所等の活動についてお知らせします（資料6）
- ・食品ロス0（ゼロ）へ!! 渋川市フードドライブを実施しました（資料7）
- ・第9回前橋・渋川シティマラソンの開催を延期し一般市民からのアンケートを実施して大会内容を検討します（資料8）
- ・NPO法人及び市民活動団体パネル展を開催します（資料9）
- ・渋川市役所本庁舎市民ホールで生け花作品の展示会を開催します（資料10）

○次回開催予定

日時：令和4年2月7日(月)午後1時～
場所：本庁舎記者会見室

市長の主な週間日程

月 日	時 間	件 名	場 所	所 管
1月31日(月)	9:00 13:00 終了後	庁議 市長定例記者会見 (公財)渋川市まちづくり財団理事長記者会見	庁議室 記者会見室 記者会見室	秘書室 秘書室 政策創造課
2月1日(火)	13:00	3月補正予算査定	秘書室会議室	財務課
2月2日(水)	9:30	令和3年度第2回予算編成会議	庁議室	財務課
2月3日(木)	10:00 13:30	令和3年度第2回渋川市空家等対策協議会 広域組合正副管理者会議	大会議室 広域組合大会議室	政策創造課 広域組合
2月4日(金)	13:30	第40回政策戦略会議	庁議室	秘書室
2月5日(土)				
2月6日(日)				
2月7日(月)	9:00 13:00 終了後 15:00	庁議 企業版ふるさと納税に係る寄附企業への感謝状贈呈 市長定例記者会見 渋川市渋川地区交通安全会女性部による県知事感謝状授与の報告	庁議室 記者会見室 記者会見室 市長応接室	秘書室 政策創造課 秘書室 市民協働推進課

資料1

担当：危機管理室 室長 斎藤 章吉 電話0279-22-2130 内線2180

気象防災アドバイザーの活動実績を報告します

渋川市は、気象防災アドバイザーとして、令和3年4月に尾台正信氏を採用しています。尾台氏には、地域防災計画の見直し作業、適切な避難情報発令のタイミングの助言、自主防災組織の活性化、市民向けの防災講座など、市民の安全安心を守るために尽力していただいている。

1 概 要

令和4年1月21日の参議院本会議代表者質問において、公明党の山口代表が、地域防災力の強化に向け、地域に応じた気象災害予告などを行う「気象防災アドバイザー」の積極的な活用について質問を行いました。それに対して岸田首相は「自治体トップへの働きかけを行い、より一層自治体で活躍していただくよう取り組んでいく」と述べました。

渋川市においては、気象防災アドバイザーとして、令和3年4月に尾台正信氏を採用しています。尾台氏には、気象庁での勤務経験を生かし「自らの命は自らで守り地域の命は地域で守る！行政はそれを全力で支援」をモットーに、早めの避難情報の発令などについてアドバイスをいただいている。

現在までに、地域防災計画の見直し作業、計画の改定検討委員会の立ち上げ、キックオフミーティングの開催、災害弱者への対応、適切な避難情報発令のタイミングの助言、自主防災組織の活性化、市民向けの防災講座など様々なことに積極的に取り組み、今後の渋川市民の安全安心を守るため尽力いただいているところです。

2 気象防災アドバイザーの活動状況

(1) 平時の対応

- ・市民、教職員を対象とした防災講話、研修、講義など（23回）
- ・自治会、自主防災リーダーを対象とした気象防災ワークショップ（5回）
- ・防災計画改定検討委員会、部会（運営、避難・避難所、復旧）など（14回）
- ・短期局地的大雨時の警戒レベル3発令に対応する体制づくり

(2) 大雨等の防災対応時の対応

- ・令和3年8月の大河の避難情報発令に関する支援
- ・大雨などの気象情報の分析・提供 など

3 尾台氏の経歴

昭和63年	気象庁入庁（伊豆大島・前橋気象台で気象・火山に従事）
平成11年	気象庁本府気候・海洋気象部、気象庁本府地震火山部、気象庁本府地震火山部現業全国班長・現業統括
平成25年	大阪管区地震火山課長
平成26年	大阪管区地震情報官
平成28年	長野地方気象台長
平成30年3月退官、前橋地方気象台再任用（火山防災官）	
令和3年4月から現職	

参考

1 気象防災アドバイザーについて

地域の気象と防災に精通する者として、国土交通省が委嘱した者であり、自治体において平常時や災害が見込まれる際に地域の特性を踏まえた気象解説を実施するなど気象台と連携して自治体の防災業務を支援する。

2 気象防災アドバイザー推進ネットワークの設立

気象庁では、気象防災アドバイザーの拡充や自治体への活用促進の取り組みを行っており、その一環として人材の確保や全国の気象防災アドバイザーの方々や今後のなり手の方々などの情報交換を行うことなどを目的に、ネットワークを令和4年1月17日に設立。

資料2

担当：市長戦略部長 伊勢 久美子 電話0279-22-2110 内線2411

保育・学校、行政機関における濃厚接触者の特定に係る渋川市の基本的対処方針を定めました

令和4年1月21日から、学校や保育所・幼稚園、学童クラブ、市役所などで陽性者が確認された場合に、濃厚接触者の特定をそれぞれの機関で実施することとなりました。このため、関係部署との調整を図り、政策戦略会議の中で渋川市における保育・学校、行政機関における濃厚接触者の特定に係る基本的対処方針を定めました。

1 概 要

県では新型コロナウイルスの感染拡大に伴う保健所業務の逼迫を緩和するため、令和4年1月21日から当面の間、陽性者の感染経路や濃厚接触者を調べる「積極的疫学調査」の効率化、重点化（※1）を図ることとなりました。

これにより、学校や保育所・幼稚園、学童クラブ、市役所などで陽性者が確認された際、これまで保健所が行っていた濃厚接触者の特定をそれぞれの機関で実施することとなりました。

このため、関係部署との調整を図り、政策戦略会議の中で渋川市における保育・学校、行政機関における濃厚接触者の特定に係る基本的対処方針を定めました。

この方針に基づき、危機管理室において全体を包括するマニュアルを策定し、そのマニュアルを原則として、

- ①小・中学校などの「学校編」
- ②保育所・幼稚園などの「保育編」
- ③学童保育所の「学童保育編」
- ④市役所職員を対象にした「職員編」

の個別マニュアルを、それぞれ所管する教育部、福祉部、総務部で策定し、運用することとします。

※1 重点化される積極的疫学調査

- ・陽性者本人の調査
- ・同居家族等の調査
- ・医療機関、高齢者施設及び障害者施設等の調査
- ・その他保健所長が必要と認める施設等の調査

2 濃厚接触者の定義

市では、国立感染症研究所感染症疫学センターから出されている、令和3年11月29日版「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」及び県の定義を参考に、濃厚接触者の定義を原則、以下のとおりとします。

ただし、実際に濃厚接触者を特定する際には、これだけにとらわれることなく、本人の症状の有無、換気などの周辺の環境や接触の状況、ワクチン接種の有無、地域全体の感染拡大状況などを基に個別に判断をすることとします。

【濃厚接触者として特定する人】

- ①手で触れることのできる範囲（目安として1メートル）で必要な感染予防策（マスク）なしで感染者と15分以上の接触があった人
- ②必要な感染予防策（マスク）なしで食事を共にした人
- ③換気の悪い場所（会議室、車内等）で行動を共にした人
- ④必要な感染予防策（マスク）を講じた上で、狭い空間（会議室、車内等）で長時間接触をした人
- ⑤執務室、教室などが対面で座席間隔が狭く、長時間行動を共にした人
- ⑥必要な感染予防策（マスク）なしで、感染者の診察や看護、介護をした人
- ⑦感染者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性がある人

3 調査方法

（1）リストアップ表の作成

各所において、下記のリスト及び陽性者への「聞き取りにより接触者・濃厚接触者リストアップ表を作成します。

〈リスト〉※ある場合のみ、ない場合は聞き取りを行う

- ①登校・登園、施設利用、勤務状況
- ②行動履歴
- ③座席表やフロアの見取り図
(行事参加や会議に同席などの場合は出席者名簿や会議室の着席状況)
- ④検温などの記録

〈主な聞き取りの内容〉

- ①マスク着用の有無
- ②接触の距離、時間
- ③換気状況
- ④陽性者との最終接触日
- ⑤症状の有無等

（2）濃厚接触者の特定

上記2を参照し、下記の「4 対応方法」にあるとおり、各所において複数人で濃厚接触者の特定を行います。

4 対応方法

	小・中学校	保育園・幼稚園	学童保育	市役所
陽性者発生の連絡	保護者から学校長への連絡を受け、学校長から学校教育課長に連絡	保護者などから施設長（所長・園長）への連絡を受け、施設長からこども課長及び福祉部長に連絡	保護者などから運営者への連絡を受け、運営者からこども課長及び福祉部長に連絡	職員等から所属長の連絡を受け、所属長から人事課長へ連絡
陽性者発生を受けた連絡	・学校教育課長は教育長、教育部長に報告を行う ・教育部長は市長、市長戦略部長、危機管理監へ報告を行う	・こども課長は市長、市長戦略部長、総務部長、福祉部長、危機管理監へ報告を行う (保育士感染の場合も含む)	・こども課長は市長、市長戦略部長、総務部長、福祉部長、危機管理監へ報告を行う	・人事課長は市長、市長戦略部長、総務部長、危機管理監へ報告を行う
リストアップ表（※2）の作成	学校長が作成	施設長が作成	運営者が作成	所属長が作成
濃厚接触者の判断	学校長、学校医、学校教育課長で実施	施設長（所長・園長）とこども課長で実施	運営者とこども課長で実施	所属長と人事課長で実施
濃厚接触者への連絡	学校長が電話で保護者などに連絡	施設長が電話で連絡（通園児へも通知を発送）	運営者が電話で連絡する（利用者へも通知を発送）	所属長が電話で本人に連絡
事後の対応	必要に応じ学校長と学校教育課長が調整・連絡・報告を行う	必要に応じ施設長とこども課長が調整・連絡・報告を行う	必要に応じ運営者とこども課長が調整・連絡・報告を行う	必要に応じ所属長と人事課長が調整・連絡・報告を行う
その他	・学習指導を兼ね担任などが健康観察を実施 ・学級・学年閉鎖、休校等の判断についても学校長、学校医、学校教育課長で実施	・陽性者が最終登園していた日から3日以内（72時間）は休園とする	・時間短縮、閉所などの対応を行際は、運営者が判断し、福祉部長及びこども課長と調整を行う	・感染状況、発生場所に応じ、人事課長は業務継続計画に基づく対応を行う

※2 基本情報や接触場所、接触時の状況などを整理し、接触者をリストアップするためのもの。まずは接触者を選定し、その中から濃厚接触者を特定する

5 待機期間

国の改正（令和4年1月28日事務連絡）に基づき原則7日間とし、8日目で解除とします。

ただし、10日間を経過するまでは、検温などによる健康観察を行う期間とします。
※保育士などの社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）については、一定の条件を満たす場合に限り5日目から解除（1月25日に変更された国新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針による）

6 その他

（1）濃厚接触者となった市民への物資などの支援

これまで保健所が濃厚接触者特定の際に案内を行っていた物資の支援については、濃厚接触者の特定をそれぞれの機関で行うことになったことに伴い実施方法を次のように変更します。

- ①濃厚接触者に特定する際に各所で案内を実施
- ②広報紙（令和4年2月1日号）及びホームページで全市民に周知
- ③学校、保育園、幼稚園等については個別に支援制度を周知

（2）民間事業所など他の機関への支援

市の基本的対処方針を示すと共に、濃厚接触者特定の際に必要なリストの常備や業務継続計画策定、濃厚接触者への物資の支援などについての案内を行います。

（3）必要な情報の周知

国・県の方針の変更に伴う対応の変化などの情報を速やかに周知するとともに、市民の不安解消、問い合わせなどの保健所の負荷を軽減するため、より一層、検査可能な医療機関などの情報を分かりやすく案内することとします。

（4）正確な情報に基づく冷静な対応の啓発

感染の拡大に伴い、感染者及び濃厚接触者への不当な差別、偏見、誹謗中傷が行われないよう、改めて正しい情報に基づく冷静な対応への啓発を行います。

資料3

担当：スポーツ健康部健康増進課新型コロナワクチン接種対策室
室長 一場 悅子 電話0279-25-1321 内線4600

新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の接種間隔前倒し方針への対応状況をお知らせします

新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）について、1月13日に国から、1月17日に県から、新たな接種間隔の前倒し方針が示されました。

全国的に新型コロナウイルス感染症の第6波が猛威をふるう中、市内においても感染者が徐々に増えていることから、国及び県の方針に従い、できる限り接種間隔の前倒しに対応していきます。

このことにより、一時的に市での予約受付が混雑することが予想されますが、渋川地区医師会と調整を行い、1週間当たりに接種ができる人数を増やしていく他、集団接種の実施も予定し、市の接種体制の強化を図っていきます。

併せて、県央ワクチン接種センターの積極的な活用も「広報しぶかわ」などを通して、市民に周知していきます。

1 接種間隔の前倒し方針などの経過

高齢者施設入所者等を除く高齢者（65歳以上の人）及び一般（18～64歳以下の人）の追加接種に関して、次のとおり、接種体制の確保に係る連絡や、接種間隔の前倒し方針などが示されてきました。

	高齢者（65歳以上の人）	一般（18～64歳以下の人）
9月22日 (厚生労働省)	<u>2回目接種から概ね8カ月経過した全ての者</u> を対象に、早ければ12月から追加接種を1回実施することを想定して接種体制を整備する。	
11月16日 (厚生労働省)	<u>2回目接種から概ね8カ月経過した18歳以上の者</u> を対象に、12月から追加接種を1回実施する。	
12月17日 (厚生労働省)	<u>令和4年2月以降、2回目接種から7カ月経過後に追加接種を行う</u> ことができる。	
1月13日 (厚生労働省)	<u>令和4年3月以降、2回目接種から6カ月経過後に、追加接種を行うよう努める。</u>	<u>令和4年3月以降、2回目接種から7カ月経過後に、追加接種を行うよう努める。</u>
1月17日 (群馬県)		<u>令和4年3月以降、2回目接種から6カ月経過後に、追加接種が実施できるよう準備する。</u>

2 今後の市の対応方針

1月13日に国から、1月17日に県から示された接種間隔の前倒し方針を勘案した結果、市内においても新型コロナウイルスの感染者が徐々に増えていることや、高齢者の接種機会を確保することを考慮し、市では、国からの方針に沿って、次のとおり接種を実施することとします。

対象者	追加接種ができる時期	
	2月末まで	3月以降
高齢者 (65歳以上の人)	2回目接種日から 7カ月経過後	2回目接種日から 6カ月経過後
一般 (18~64歳以下の人)	2回目接種日から 8カ月経過後	2回目接種日から 7カ月経過後

接種間隔の前倒しに伴い、下図の「接種間隔の前倒しに伴う月別の対象者数の変化」のとおり、高齢者や一般の人の追加接種を開始する2月には、一気に追加接種のピークを迎えることとなり、市の予約混雑が予想されます。

「接種間隔の前倒しに伴う月別の対象者数の変化」

当初 【国9月通知】 接種間隔：8か月			前倒し（2月以降） 【国12月通知】 高齢者→7か月			前倒し（3月以降） 【国1月通知】 高齢者→6か月 64歳以下→7か月				
該当月	合計	65歳 以上	64歳 以下	合計	65歳 以上	64歳 以下	合計	65歳 以上	64歳 以下	
								うち 市内接種 見込	65歳 以上	
12月	1,092	98	994	1,092	98	994	1,092	588	71	517
1月	2,341	1,223	1,118	2,341	1,223	1,118	2,341	1,442	1,047	395
2月	8,846	7,720	1,126	20,997	19,871	1,126	20,997	17,603	17,297	306
3月	18,398	12,151	6,247	8,862	2,615	6,247	21,880	3,411	18,469	10,239
4月	14,837	2,615	12,222	13,018	796	12,222	9,120	705	8,415	5,687
5月	9,211	796	8,415	9,120	705	8,415	3,216	73	3,143	2,536
6月	3,848	705	3,143	3,216	73	3,143	423	28	395	333
7月	468	73	395	423	28	395	172	0	172	159
8月	200	28	172	172	0	172	59,241	25,409	33,832	38,587
9月	0	0	0	59,241	25,409	33,832				22,048
合計	59,241	25,409	33,832							16,539

これまで渋川市は、市内協力医療機関で1週間当たり最大2,500人が接種できる体制を整備していましたが、接種間隔の前倒しに対応するため、渋川地区医師会と更なる調整を行い、1週間当たりの接種者数をできる限り増やしていくほか、集団接種の実施も予定し、市の接種体制の強化を図ります。

また、市の接種体制を強化はしますが、接種間隔の前倒しにより、増加した人数を市の接種体制だけで対応することは困難であるため、県央ワクチン接種センターを積極的に活用し、接種の加速化を図ります。同センターの追加接種では、既に高齢者は、2回目接種から6カ月経過後に接種ができ、市の追加接種よりも短い接種間隔で接種できることから、早期に接種を希望する人や、初回接種（1・2回目接種）を同センターで接種した人などに対しては、同センターでの接種を「広報しぶかわ」や市ホームページなどを通して推奨していきます。

3 接種券発送スケジュールの変更について

接種間隔の前倒しに伴い、2月以降の接種券発送スケジュールを大幅に変更します。県央ワクチン接種センターの予約には、接種券が必要になることを考慮し、令和4年3月末までに2回目接種日から6カ月経過する人に対して、2月4日(金)と10日(木)に接種券を一斉に発送します。

変更前

2回目接種日を基に、1週間ごとに市の接種体制に見合った人数に、毎週、接種券を発送するスケジュールを組んでいました。

接種券 発送日	全ての 対象者 (人)	市内接種 見込人数 合計 (人)	65歳以上		64歳以下	
			2回目接種日	市内接種 見込人数 (人)	2回目接種日	市内接種 見込人数 (人)
2/4(金)	2,861	2,499	7/5(月)~ 7/13(火)	2,499	—	—
2/10(木)	2,878	2,378	7/14(水)~ 7/21(水)	2,378	—	—
2/18(金)	3,305	2,466	7/22(木)~ 7/28(水)	2,329	7/5(月)~ 7/11(日)	137
2/25(金)	4,263	3,333	7/29(木)~ 8/6(金)	3,012	7/12(月)~ 7/20(火)	321
3/4(金)	4,059	715	8/7(土)~ 8/27(金)	545	7/21(水)~ 7/27(火)	170
3/11(金)	2,788	798	8/28(土)~ 9/3(金)	75	7/28(水)~ 8/3(火)	723
3/17(木)	3,113	1,716	9/4(土)~ 9/10(金)	75	8/4(水)~ 8/10(火)	1,641
3/25(金)	2,884	1,271	9/11(土)~ 9/17(金)	355	8/11(水)~ 8/17(火)	916



変更後

原則、2回目接種から6カ月経過する前月に接種券が届くように、接種券を発送します。

接種券 発送日	全ての 対象者 (人)	市内接種 見込人数 合計 (人)	65歳以上		64歳以下	
			2回目接種日	市内接種 見込人数 (人)	2回目接種日	市内接種 見込人数 (人)
2/4(金)	13,307	10,676	7/5(月)~ 8/6(金)	10,218	7/5(月)~ 7/20(火)	458
2/10(木)	27,000	12,944	8/7(土)~ 9/30(木)	1,265	7/21(水)~ 9/30(木)	11,679

※3月以降も接種券の発送を継続します。また、「市内接種見込人数」は、2回目接種済の人から、1・2回目を市外で接種した人および県営ワクチン接種センターで接種した人を除いた数です。

4 県央ワクチン接種センターの積極的な活用の周知方法

「広報しづかわ」で定期的に掲載していく他、市ホームページなどで周知します。

参考

■渋川市の追加接種の状況(1月30日時点)

①	市内医療機関での接種 (医療従事者を含む)	接種者数 ※1	2,758人
		予約者数	5,944人
②	県央ワクチン接種センターでの予約者数		74人
③	施設接種(高齢者施設等)の予定者数 ※2		3,810人
④	計 (①+②+③)		12,586人
⑤	18歳以上の人口 ※3		58,349人
	接種率(見込) (④÷⑤)		21.6%

※1 接種者数は、ワクチン接種記録システム(VRS)実績から

※2 各施設から施設接種の申込があった人数

※3 18歳以上の人口は、令和4年1月30日時点の18歳以上の初回接種完了者

■おまかせ予約の受付状況(1月30日時点) 253件

※253件のうち、既に123件を市の個別接種(市内協力医療機関での追加接種)に割り当てて、一番早い人で2月3日(木)から接種が受けられます。

【おまかせ予約とは】

自分で予約をとることが難しい人や、接種日時などに特段の希望がない人に、市が接種日時などを指定する方法です。市が指定する日時・場所・ワクチンの種類での接種をしてもらう他、日時・場所の調整に時間を要するため、接種時期が遅くなるといった条件があります。

予約の際は、接種券に同封のハガキ(おまかせ予約申込書)を記入の上、市に提出してもらいます。

資料4

担当：産業観光部商工振興課 課長 狩野 真洋 電話0279-22-2596 内線4890

「ストップコロナ！対策認定制度」登録店への応援金及び小規模事業者へのPR費用一部助成の申請期限を延長します

令和4年1月21日(金)から2月13日(日)までの24日間、県内全域にまん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、申請期限が迫る応援金及び補助金について、申請期限を延長して、事業者支援を拡充します。

1 概 要

令和3年12月10日に議決された「「ストップコロナ！対策認定店」感染対策応援金」及び「小規模事業者事業継続PR補助金」の申請期限が迫っている中、新型コロナウイルス変異株による急激な感染拡大により、県内全域にまん延防止等重点措置（令和4年1月21日(金)～2月13日(日)・24日間）が適用されたことに伴い、さらなる事業者支援の必要があることから、申請期限を延長して支援の拡充を行います。

2 「ストップコロナ！対策認定店」感染対策応援事業の申請期限延長

昨年末の認定期限の更新期限及び感染症変異株の急拡大により、認定店への申込みが殺到しており、現地調査後の認定までに期間を要していることから、申請期限を延長します。

(1) 事業概要

群馬県による「ストップコロナ！対策認定制度」の認定店の更新をする事業者及び新規に認定を受ける事業者に対して、応援金を交付します

(2) 交付対象者

「ストップコロナ！対策認定制度」の認定店の更新をする事業者及び新規に認定を受ける事業者

(3) 交付金額 1店舗当たり一律10万円

(4) 変更後申請期限

令和4年3月31日(木)（変更前期限は令和4年2月15日(火)）

※申請時には、期限までに更新又は新規認定が完了し、認定店であることが分かる書類を添付していただきます

(5) 令和4年1月27日現在の申請件数 307件

3 小規模事業者事業継続PR支援事業の申請期限延長

感染症変異株の急拡大の影響等により、取引業者の操業中止や資材の調達に支障が出るなど、当初予定した業務計画に遅れが生じるケースが増えていること。また、経済団体からの直接の要望があったことから申請期限及び実績報告期限を延長します。

(1) 事業概要

ウィズコロナ・アフターコロナに伴う新しい生活様式（ニューノーマル）への対応に向け、事業継続に努力し、減少した売上げ回復又は販路拡大に取り組む市内小規模事業者を支援するため、PR費用の一部を助成します

(2) 補助対象者

市内で事業所又は事務所（支店は除く）を営業しており、市税の滞納がない小規模事業者

(3) 補助対象経費及び補助限度額

ア 感染症対策として実施した店舗改修及び環境整備のPRのため作成したパンフレット・チラシ・ポスターの作成費用、新聞折り込み費、タウン誌等への掲載料、広報しぶかわへの広告掲載、市ホームページバナー掲載等の広告宣伝費用。また、事業内容及び営業時間の変更等に伴う、看板のリニューアル費、のぼり旗・垂れ幕等の作成費用等のPR費用に対して補助率3分の2で、20万円を限度額とする。

イ ニューノーマルへの対応として、新たにホームページを開設する費用又は大幅にホームページを更新するために必要な費用。また、キャッシュレス化の推進を図るために費用に対して補助率3分の2で、50万円を限度額とする。

ウ チラシやホームページ等で割引券やクーポン券等による店舗独自の割引を実施した場合に一律3万円を交付する。

(4) 変更後申請期限

令和4年2月28日(月)（変更前期限は令和4年1月31日(月)）

(5) 変更後実績報告提出期限

令和4年3月31日(木)（変更前期限は令和4年2月15日(火)）

(6) 令和4年1月27日現在の申請件数 80件

資料5

担当：総務部税務課 課長 福田 順夫 電話0279-22-2113 内線1510

新型コロナウイルス感染症対策を施して 確定申告の受け付けを行います

渋川市は、確定申告等の受け付けを、2月1日(水)から開催します。申告会場では、新型コロナウイルス感染防止対策を実施しますが、市内における感染者の増加または申告会場でコロナ感染が発生した場合には、受け付けの一時中止・縮小などを行います。

1 概 要

渋川市は、令和3年分所得税等確定申告及び令和4年度市・県民税申告の受け付けを、税務署や他市町村に先駆けて2月1日(水)から開催します。申告会場では、新型コロナウイルス感染防止対策を実施しますが、市内における感染者の増加または申告会場でコロナ感染が発生した場合には、受け付けの一時中止・縮小などを行います。

2 申告会場

(1) 第二庁舎あじさいホール

- ①受付期間 令和4年2月1日(水)～3月15日(火) ※土・日曜日、祝日を除く
- ②受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時

(2) 各行政センター

- ①受付期間 令和4年2月16日(水)～3月15日(火) ※土・日曜日、祝日を除く
 - ②受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時
- ※給与・年金所得者などの簡易な申告のみ受付

3 申告会場における感染予防対策

- (1) 待合におけるソーシャルディスタンスの確保
- (2) マスク着用・手指消毒の徹底
- (3) 検温の実施(発熱者の入場不可)
- (4) 申告者が筆記用具を持参
- (5) 1名受付ごとに机上・椅子の拭き取り消毒
- (6) 会場内の換気の促進

4 市内感染者数の増加または申告会場から感染が発生した場合

渋川市事業継続計画に基づき、次の対応を行います。

- (1) 申告受付の(一時)中止
- (2) 申告会場の(一時)変更
- (3) 受付規模の縮小(受付件数の制限、還付申告以外を優先)
- (4) ネット環境を利用した申告、申告書自己作成による郵送の勧奨

5 市民への周知について

新型コロナウイルス感染症の影響により、申告の受け付けを中止する場合などは、市ホームページ、ほっとマップメール、防災無線で市民に周知します。

渋川市年度別確定申告受付実績

年度	(年分)	件数	前年度比較
平成31年度	(平成30年分)	6,035	
令和2年度	(令和元年分)	6,178	143
令和3年度	(令和2年分)	5,766	-412

※令和3年度の件数は、県内12市の中で人口対比受付件数が1位になっています。

資料6

担当：危機管理室 室長 斎藤 章吉 電話0279-22-2130 内線2180

まん延防止等重点措置及び警戒レベル2における 市立小中学校、公立幼稚園・保育所等の活動について お知らせします

県内全域にまん延防止等重点措置が適用され、警戒レベル2となっている状況における、市立小中学校、公立幼稚園・保育所等の活動についてお知らせします。

1 現 状

群馬県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が急増し、県内全域に、まん延防止等重点措置が適用され、警戒レベル2となっており、飲食店への営業時間の時短要請及び、感染リスクが高い場所への外出自粛等が要請されています。

2 活動内容

令和4年1月26日(水)に行われた群馬県知事の定例記者会見では、県立学校の対応について発表され、登校等については、通常の教育活動を継続し、部活動については2月13日(日)まで休止(全国大会等は参加)すると発表されました。これを受けて、渋川市は、下記のとおり対応することとしました。

(1) 市立小中学校

ア 登校関係

小学校＝通常登校、中学校＝通常登校

イ 部活動（中学校）

休止：1月28日(金)～2月13日(日)

※中体連等が関わる上位大会(県大会以上)の参加は可

ウ 放課後活動（小学校）

休止(まん延防止等重点措置・警戒レベル2)

エ 学校の施設開放

休止(まん延防止等重点措置・警戒レベル2)

(2) 公立幼稚園・かに石こども園 通常開園

(3) 公立保育園・伊香保こども園 通常開園

3 今後の対応

警戒レベル等の変更に伴う、今後の対応につきましては「渋川市新型コロナウイルス感染症・生活経済安定対策本部会議」において、協議、検討いたします。

資料7

担当：市民環境部環境政策課 課長 小林 悟 電話0279-22-2114 内線1140

食品ロス0(ゼロ)へ!! 渋川市フードドライブを実施しました

令和4年1月25日(火)から27日(木)まで実施した「渋川市フードドライブ」において、合計840点、総重量470kgもの食品を寄付していただきました。いただいた食品は、市内にあるNPO法人いこい「フードバンクしぶかわ」へ1月28日(金)に寄贈しました。

1 内 容

「手つかず食品」などの食品ロスの削減やフードドライブ活動の推進を目的として、渋川市役所本庁舎でフードドライブを実施したところ、たくさんの市民・事業者の方々に御協力いただき、想定を越える食品を寄付していただきました。

フードドライブ活動を通じて食品ロス削減への意識や地域貢献への意識が図れたと考えます。

2 実施期間 令和4年1月25日(火)～27日(木) 午前9時～午後5時

3 実施場所 渋川市役所本庁舎1階 市民ホール

4 寄付いただいた食品の集計

- (1) 点数：840点 ※内訳等は別紙参照
- (2) 重量：470kg

5 寄付をいただいた方々

- (1) 個人：49名
- (2) 団体：6団体

6 食品の寄贈について

寄付をいただいた食品は、市内にあるNPO法人いこい「フードバンクしぶかわ」へ1月28日(金)に寄贈しました。

寄贈した食品は、福祉施設や困窮者支援に役立てられます。



寄付いただいた食品



寄贈の様子

涉川市フードドライブ実績(令和4年1月25日～27日)

<受入れ品目項目>

日付・寄付者	項目	穀類	菓子類	飲料、防災備蓄品	レトルト食品 インスタント食品	缶詰	乾物 (そば、そうめん、パスタ等)	調味料 (砂糖、塩、食用油等)	その他
1月25日 法人	個人	10	31	21	34	27	4	18	11
1月26日 法人	個人	5	6	34	10	14	17	12	1
1月27日 法人	個人	7	38	31	37	48	23	47	0
	計	26	97	304	132	120	64	106	23
点数計		840点							
重量計		470kg							
人数		49名							
団体		6団体							

<その他項目>

来庁者	重量 (kg)
11名	181
2団体	

■主な食品寄付団体一覧

寄付日	法人名	寄付食品(点数)
1月25日	(株)佐藤建設	飲料(34)、調味料(12)、穀類(2)、乾物(17)、インスタント(10)、缶詰(14)、菓子(6)、その他(1)
1月26日	(株)伊藤園 涉川支店	飲料(36)
1月26日	コープぐんま 北毛ブロック	飲料(2)、缶詰(4)、インスタント食品(7)、調味料(1)、乾物(2)
1月26日	(株)群馬ヤクルト販売	飲料(120)

資料8

担当：スポーツ健康部スポーツ課 課長 石北 仁 電話0279-22-2241 内線4957

第9回前橋・渋川シティマラソンの開催を延期し 一般市民からのアンケートを実施して大会内容を検討します

今後の前橋・渋川シティマラソンの大会目的、内容、運営方法等について検討するため、今年4月に開催予定の第9回大会を延期し、一般市民を対象としたアンケートを実施します。

1 概 要

毎年、市内外から多くのランナーを招き開催している「前橋・渋川シティマラソン」について、令和3年度（第8回）大会は、新型コロナウィルス感染症対策として、従来の公道を走る形式から、両市の総合公園内の周回コースを走る分散形式の大会に変更して開催しました。

現在、新型コロナウィルスの感染拡大に加え変異株の拡大により、大会実行委員会では、今後の大会目的、内容や運営方法等について、広く一般から意見を伺い、改めて本大会の内容を検討することとしました。

このため、今年の4月に開催を予定していた「第9回前橋・渋川シティマラソン」は開催を延期します。

また、現在実施しているアンケートでいただいたご意見を踏まえ、今後の大会内容を検討することとします。

2 アンケート概要

- (1) 実施期間 令和4年1月21日(金)～2月18日(金)（予定）
- (2) 対象者 対象は特にありません。広く一般から回答を募集します。
- (3) 回答方法 ぐんま電子申請受付システム (<https://s-kantan.jp/city-maebashi-gunma-u/offer/userLoginDispNon.action?tempSeq=6444>)
※下の二次元コードからアクセス可能です



資料9

担当：市民環境部市民協働推進課 課長 生方 茂樹 電話0279-22-2463 内線4314

NPO法人及び市民活動団体パネル展を開催します

市内のNPO法人や市民活動団体を紹介するパネル展示を、令和4年2月1日(火)から3月9日(水)まで、渋川市役所第二庁舎のあじさいサロンで開催します。今年度は、パネルをスライドショー形式にした動画の配信も行います。

1 概 要

市内のNPO法人及び市民活動団体が作成したパネルを第二庁舎あじさいサロンに展示し、出展団体の活動状況やイベント情報を広く市民に周知します。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策及び出展団体の周知を広げるため、パネルをスライドショー形式にした動画を市公式YouTubeで配信します。

なお、会場の渋川市役所第二庁舎2階のあじさいサロンは、毎年2月上旬から3月中旬までの確定申告期間中の待合場所として利用され、多くの市民が来庁されることから、例年同時期に合わせて開催しています。

2 期 間 令和4年2月1日(火)～3月9日(水)
(市公式YouTube配信も同期間)

3 場 所 渋川市役所第二庁舎2階 あじさいサロン

4 出展数等 42団体42点（各団体1点）
※市公式YouTubeでは、出展団体の希望により38団体のパネルを配信します。

5 規 格 等 パネル（A1サイズ：縦59.4cm×横84.1cm）

6 過去3カ年の実績

- (1) 令和2年度 43団体・43点
- (2) 令和元年度 41団体・41点
- (3) 平成30年度 40団体・40点

7 そ の 他

今回のようなボランティア団体が作成したパネルをYouTubeにて配信するのは、県内では2件目となる見込みです。

資料10

担当：総務部財務課 主任 杉木 祐介 電話0279-22-2414 内線2155

渋川市役所本庁舎市民ホールで生け花作品の展示会を開催します

令和4年1月31日(月)午後1時から2月4日(金)まで、渋川市役所本庁舎市民ホールで、華道教室「はな・はなクラブ」による生け花作品の展示会を開催します。

1 概 要

渋川西部公民館で活動している「はな・はなクラブ」による生け花作品を展示し、来庁者に生け花をより身近なものに感じてもらいます。

作品は、「生花」「盛花」「自由花」といった種類の生け花を展示します。

また、生け花や花台の材料は、渋川市内のものを中心に使用することにより、地域活性の一助も目的としています。

2 開催期間 令和4年1月31日(月)午後1時～2月4日(金)午後3時

※市役所閉庁時間を除く

3 「はな・はなクラブ」について

6年前に設立。渋川西部公民館において月3回程度、クラブ員全員で楽しみながら活動しています。本庁舎市民ホールでの作品展示は5回目。